

## 宅地建物取引士登録移転申請

### 〈登録移転における注意事項〉

- ① ここに記載しているのは、青森県以外で宅地建物取引士資格登録を受けている方が、青森県に転入する場合の取り扱いです。

青森県で登録を受けている方で他都道府県に移転を希望される場合は、移転先の都道府県の担当窓口を確認してください。

- ② 青森県への移転は、青森県内の宅地建物取引業者の事務所の業務に従事している、又は従事する予定の場合にのみ可能です。

※住所が移転したというだけでは、登録移転はできません。

- ③ 現在お持ちの有効期間内の宅地建物取引士証は、登録移転完了と同時に失効します。

宅地建物取引士証が必要な場合は、登録移転の申請とともに、宅地建物取引士証の交付申請をしてください。残存期間を有効期間とする宅地建物取引士証を発行します。

(有効期間満了まで1ヶ月以上ある場合)

## 申請書類一覧

| 順番                   | 書類の名称                      | 主な留意事項  |
|----------------------|----------------------------|---|
| 1                    | 様式第6号の2 登録移転申請書            | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請先は、登録を受けている県</li> <li>登録移転手数料として、青森県証紙8,000円分を貼付。消印しないこと。</li> </ul>   |
|                      | 顔写真                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録移転申請書に貼付すること。</li> <li>縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度)</li> <li>申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。</li> <li>ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。</li> </ul>                              |
| 2                    | 就労証明書又は転勤証明書               | <ul style="list-style-type: none"> <li>従事している又は従事する予定であることを証明する書類。</li> </ul>   |
| 〈宅地建物取引士証交付申請に関する書類〉 |                            |   |
| 3                    | 様式第7号の2の2<br>宅地建物取引士証交付申請書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>手数料として、青森県証紙4,500円分を貼付。消印はしないこと。</li> </ul>  |
|                      | 顔写真                        | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>2枚必要</u>。宅地建物取引士証交付申請書に1枚貼付し、もう1枚は添付すること。</li> <li>縦3cm×横2.4cm(顔2cm程度)</li> <li>申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。</li> <li>ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。</li> </ul> |

の書類は、法定様式。